(iii) (i)及び(ii)の規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、(i)及び(ii)に定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

(iv) (iii)の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

(v) 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（北部日本海海区）

(1) 集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(2) 北海道沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(3) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（中部日本海海区）

(1) 石川県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合四海里以遠七海里以内の海域においては毎年四月一日から十二月三十一日までの間は、集魚灯を使用して操業してはならない。

(2) 次のイの点からハの点に至る線、福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧のうちハの点とニの点との間の部分であって北に位置するもの、ニからヘまでの点を順次に結ぶ線及びヘの点からトの点を通る線から成る線以南の福井県沖合海域（毎年十月一日から翌年四月三十日までの間にあっては、同県三方郡美浜町特牛埼突端北北西の線以東の最大高潮時海岸線から沖合三千メートル以内の海域）においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

イ 福井県丹生郡越前町千飯埼突端

ロ 福井県三方郡美浜町特牛埼突端

ハ 福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧と同県丹生郡越前町千飯埼突端から同県小浜市松ケ埼突端に至る線との交点のうち東に位置するもの

ニ 福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧と同県敦賀市立石岬突端から同県大飯郡高浜町押廻埼突端に至る線との交点のうち西に位置するもの

ホ ハの点から福井県大飯郡高浜町押廻埼突端に至る線と同県三方上中郡若狭町御神島北端から京都府舞鶴市毛島北端に至る線との交点

ヘ ニの点から京都府舞鶴市毛島北端に至る線と最大高潮時海岸線上福井県京都府境界正北四海里の点

ト 最大高潮時海岸線上福井県京都府境界正北四海里の点

(3) 福井県の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(4) 次のイの点からロの点に至る線以南の海域、ロの点からハの点に至る線以東の海域及びハの点からニの点に至る線以東の海域においては、毎年十月一日から翌年四月三十日まで集魚灯を使用して操業してはならない。

イ 福井石川両県界にまたがる大聖寺川河口中央点から北西三千メートルの点

ロ 福井県坂井市雄島北端から正北三千メートルの点

ハ 福井県丹生郡越前町越前岬突端から正西三千メートルの点

ニ 福井県小浜市松ケ崎北端と同県丹生郡越前町千飯埼突端を結ぶ線上同突端から三千メートルの点

(5) 福井県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域のうち、同県丹生郡越前町千飯埼突端から同県小浜市松ケ埼突端に至る線のうち千飯埼突端から十二海里までの部分以北の海域においては毎年五月一日から九月三十日までの間、同海岸線から沖合三千メートル以内の部分においては毎年十月一日から翌年四月三十日までの間は、集魚灯を使用して操業してはならない。

(6) 京都府京丹後市経ケ岬灯台から同灯台正北六海里の点及び同府舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県大飯郡おおい町鋸埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち京都府沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(7) 京都府京丹後市経ケ岬灯台正北の線以西の同府の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(8) 兵庫県沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(9) 京都府京丹後市経ケ岬灯台正北の線以西の同府及び兵庫県の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(10) 集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(11) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（西部日本海海区）

(1) 集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。ただし、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りでない。